

様

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 ○○ ○○
(水道局財務課会計係)

使用許可書

令和 年 月 日付けで申請のありました企業用固定資産の使用については、次の条件を付けて許可します。

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

所在地及び名称	区分	数量	備考
広島市中区基町9番32号 水道局基町庁舎	建物	m ²	別紙図面のとおり

(指定用途)

第2条 使用者は許可物件を水道局基町庁舎玄関の広告マット設置のために使用しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用許可の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(使用料)

第4条 使用料は、金○○○, ○○○円を一括納付するものとし、局の発行する納入通知書により、その指定する納付期限までに納付しなければならない。

2 使用許可期間中に経済情勢の変動、関係法令の改廃その他の事情変更が生じたときは、使用料を改定することができる。

3 既納の使用料は、局において相当の理由があると認めた場合を除くほか、還付しない。

(延滞金)

第5条 使用者は、使用料を納付期限までに納付しないときに、局が納付すべき期限を指定して督促した場合において、指定した期限までに使用料を納付しないときは、使用料100円（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき年14.6パーセントの割合で、その納付期限の翌日からこれを納付した日までの日数によって計算した金額に相当する延滞金を納付しなければならない。ただし、延滞金の額が100円未満である場合においては、この限りでない。

(物件の維持管理)

第6条 使用者は、許可物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

(転貸等の禁止)

第7条 使用者は、許可物件を第三者に転貸し、又はその使用权を譲渡してはならない。

(使用上の制限)

第8条 使用者は、局の承認を得ないで許可物件の原状を変更し、又はこれに工作物を設置してはならない。

(光熱費等の負担)

第9条 使用者は、許可物件に付帯する電気、水道、ガス、電話等の諸設備を使用する場合には、局の算定する額の使用料金を負担しなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第10条 次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は許可条件を変更することができる。この場合において使用者に損害が生じても、局はその補償をしない。

- 局において許可物件を公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき。
- その他局において必要があるとき。
- 使用者が許可条件に違反したとき。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その責めに帰する理由により許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、速やかに許可物件を原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。

2 使用者は、前項に掲げる場合のほか、許可条件を履行しないため局に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。

(有益費等の請求の放棄)

第12条 使用者は、許可物件について有益費又は修繕費等の必要費その他の費用を支出することがあっても、その費用を局に請求することができない。

(実地調査等)

第13条 局は、許可物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、維持・使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第14条 この許可条件に関し疑義があるとき又は許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて局の決定による。

(原状回復義務)

第15条 使用者は、使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復して返還しなければならない。

(誓約書の提出)

第16条 使用者は、この使用許可を受けると同時に、この許可条件を遵守する旨の誓約書を提出しなければならない。

(その他の条件)

第17条 上記のほか、広島市水道局固定資産規程、広島市水道局広告掲載要綱、広島市水道局広告掲載基準、広島市水道局広告マット設置要領を遵守しなければならない。